

特惠関税制度及びメキシコ協定による関税割当制度に係るシーリング管理比較表

	メキシコ協定による関税割当制度（シーリング管理部分）	特惠関税制度
根拠条文	法第8条の7第4項	法第8条の4
対象品目	メキシコ協定附属書一の日本国の表（以下、「日本国の表」という。）による（計9枠、71品目（2005年4月1日現在HS9桁ベース））	法別表第3のとおり
シーリング枠（限度額）	日本国の表による	法第8条の4第2項（同法代8条の5の準用を含む。）に基づく告示のとおり
適用税率	日本国の表による（シーリング枠内税率は無税。シーリング枠内税率停止後は、シーリング管理対象品目全てにFTA二次税率（有税）が存在。）	法第8条の2第1項第2号及び別表第3のとおり
シーリング枠超過による停止日	超過月の翌々月初日（曜日関係なく翌々月初日から停止することに注意。）	原則として、超過月の翌月16日（但し、同法第8条の4第4項の規定により、翌月15日を期限の日とみなし、それが休日の場合は、停止日も後ろ倒しになる。基本通達8の4-2）
停止に関する周知方法	法第8条の7第4項に基づき、財務大臣の告示（告示日の規定はないものの、停止日より前に外部周知のため告示することとする。）	超過月の翌月15日までに税関へ連絡し、税関において、税関長公示。（基本通達8の4-2） 上記に加え、同法第8条の4第1項に基づき、財務大臣の告示
停止のもととなる輸入額の算出方法	貿易統計の作成方法に準ずる。（法第8条の7第5項）	同左（法第8条の4第3項）
輸入額の公告	法施行令第59条による	法施行令第56条による

* 「法」とは「関税暫定措置法」を指す。